

# 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する等の法律

(平成一五年六月一日法律第七四号)

一、提案理由(平成一五年五月八日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣

……………(略)……………

続きまして、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

牛海綿状脳症の発生を契機として国民の食の安全に対する信頼が損なわれている事態を踏まえ、食品の安全性の確保に万全を期するため、農畜水産物の生産に係る資材の安全性の確保と適正な使用の徹底が求められているところであります。

また、公益法人に対する行政の関与の適正化の観点から、飼料の検定制度について見直す必要があります。

このような飼料をめぐる状況の変化にかんがみ、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する制度を見直すこととし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定飼料等の製造業者について、品質管理の方法等が一定の要件を満たす場合には、農林水産大臣の登録を受けてこれを販売することができることとしております。

第二に、有害な物質を含む飼料等について、販売の禁止に加えて、製造、輸入または使用を禁止することができることとするとともに、有害な物質が含まれる可能性が生じた飼料等を輸入する場合には、その旨を農林水産大臣に届け出なければならないこととしております。

第三に、飼料の検定機関への行政の関与の適正化を図るため、安全性に関する特定飼料等の検定を独立行政法人肥飼料検査所が行うこととする一方、栄養成分に関する公定規格の検定については、検定機関を指定制から登録制に改めることとしております。

第四に、飼料の基準及び規格の設定等を行う場合には、厚生労働大臣の意見を聞かなければならないこととし、連携の強化及び食品衛生法との整合性の確保を図ることとしております。

……………(略)……………

以上が、これら法律案及び承認案件の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一五年五月一六日)

小平忠正君 ただいま議題となりました六案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案は、飼料の

品質管理及び安全性の確保並びに飼料検定機関への行政関与の適正化等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、これら六案件について、四月十七日及び五月八日に亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月八日、十三日及び十五日に質疑を行い、五月七日には現地調査を行うなど熱心に審査を行い、それぞれ質疑を終局いたしました。

……………（略）……………

また、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党の六党派共同提案に係る修正案並びに日本共産党の提案に係る修正案が提出され、採決の結果、日本共産党提案の修正案は賛成少数で否決され、六党派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決いたしました。

……………（略）……………

なお、同日、本委員会におきまして、食品の安全性確保に係る農林水産関係法律の運用に関する件について決議したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年五月一五日）

齋藤（淳）委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守新党を代表して、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

我が国の飼料等の現状を見ると、純国内産飼料自給率は二五％と極めて低く、特に、中小家畜の飼料である濃厚飼料は、その約九割を輸入に依存せざるを得ない状況にあります。このような中で、近年、口蹄疫やＢＳＥが発生し、その原因が海外からの輸入飼料等によりもたらされたと思われることなどから、輸入飼料等についての安全性の確保が求められております。

一方、今国会に提出されている食品安全基本法案については、国産・輸入品を問わず、食品の安全性の確保が図られるよう、国の内外における食品供給行程の各段階における安全性の確保の措置が適切にとられるべきこととする基本理念の修正が行われたところであります。

こうしたことから、食品安全基本法案に対する修正の趣旨に沿い、生産資材である飼料等についてもその安全性を確保し、安全、安心な畜水産物の生産が図られるよう、本修正案を提出することとした次第であります。

修正案は、お手元に配付したとおりでございます。飼料等の製造から販売及び使用に至る一連の国の内外における行程のあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、農林水産大臣は、飼料等の安全性の確保のために必要な措置

を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

決議（平成一五年五月一五日）

（農林水産省設置法の一部を改正する法律（平一五法七〇）の決議と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（平成一五年六月四日）

三浦一水君 ただいま議題となりました六案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案は、飼料の安全性の確保及び飼料の検定機関への行政の関与の適正化等の措置を講じようとするものであります。

なお、これらの生産資材関連法案に関し、衆議院におきまして、非農耕地用除草剤の販売者に対し、その容器、包装等に農薬として使用できない旨の表示を義務付けるほか、農林水産大臣は、生産資材の製造から使用までの各段階について、国の内外において、その安全性が確保されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、農林水産省のリスク管理体制の在り方、H A C C P手法を導入しやすい環境整備、生産資材に係る各種規制の十分な周知、輸入牛肉の安全性確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、農林水産省設置法の一部を改正する法律案については多数をもって、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもって、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案については、修正案を否決した後、多数をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

なお、本委員会におきまして、食品の安全性の確保に係る農林水産関係法律の施行に関する決議を行いましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

決議（平成一五年六月三日）

（農林水産省設置法の一部を改正する法律（平一五法七〇）の決議と一括して掲載）